

町民の皆様へ

《国の緊急事態宣言を受けて》

国は4月8日、改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。これは、国内の感染発生状況が、全国的かつ急速なまん延により国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、現在急激に感染者数が増加している東京都をはじめとした7都府県を対象地域として、5月6日までの1か月の効力が生じることになりました。今後、対象地域の各知事の判断により、不要不急の外出自粛、学校や公共施設の使用停止、娯楽施設の利用制限など、更なる強化策が実施されます。

宮崎県においては、4月を「感染拡大防止強化月間」と位置付け、手洗いやアルコール消毒、咳エチケットの徹底、3つの密（密閉・密集・密接）が重なる場面を避けることの呼びかけを行っています。

このような状況の中、町民の皆様には、改めて一人ひとりの命と健康を守る取り組みとして、「感染しない」「うつさない」ため、手洗いやアルコール消毒、咳エチケットの徹底と3つの密が重なる場面を避ける行動をお願いいたします。

さらに、今回の「緊急事態宣言」を受けて、対象地域である東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県への往来についても避けていただくとともに、対象地域からの帰省者及びその接触が疑われる方については、できる限りの外出を自粛していただきますようお願いいたします。

地域における生活については、これまで通り「感染状況が確認されていない地域」であることから、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から対策を取りながら実施していきます。

ただし、今後も感染状況の長期化により需要の低迷など、地域経済の消費にも大きな影響が出てくるため、今できることとして地産地消による消費拡大についてもご協力をいただきますよう合わせてお願いいたします。

町民の皆様におかれましては、感染拡大防止対策へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年4月8日

木城町長 半 渡 英 俊